

2021年3月1日

NPO 法人若者と家族のライフプランを考える会 (LPW)

## 新しいステージにおける新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

京都府域においては緊急事態解除により2月28日に緊急事態措置が解除されましたが、**3月1日から3月14日まで2週間の間新たな感染防止対策が要請されました。**  
(特措法第24条第9項に基づく)

LPWでは緊急事態宣言期間中、福祉事業である就労継続支援事業を厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により十分な感染防止対策を行った上で利用者の方に必要なプログラムを提供し、ひきこもり等社会的孤立を防ぐ上で必要な京都府、京都市によるひきこもり支援事業を行ってきました。

**当面の間これを継続し、通常プログラムと、各利用者さんのご都合に応じた在宅ワークを並行して行いながら活動を続けていきたいと思っております。**(事務所内では24時間換気扇を作動し、東西の窓からの換気を定期的に行います。またアート、音楽活動のスペースにはパーティション設置、70パーセント以上のアルコールによる消毒を行っています)。

- ※ 外部の方へのオープンイベントは緊急事態宣言中と同様には中止させていただきます。  
(Zoom等、オンライン・イベントを除く)
- ※ 見学については予約制で行います。
- ※ たとえ無症状でも、誰もが感染している可能性があります。

**「感染しない、感染させない」ために、事務所内では緊急事態期間中と同様に以下のルールを守って頂くようお願いいたします。**

- ① 来所の日時はあらかじめスタッフと決めておいてください。  
**(事務所内が混雑して密にならないよう必ず約束の日時を守ってください)**
- ② 事務所にはマスク着用でお入りください。
- ③ 来所されたらまず検温・手洗いをお願いします。
- ④ 飛沫感染のリスクがありますので事務所内での飲食は当面控えてください。

※ 当事業所内で新型コロナウイルス感染陽性者が出た場合は一定期間休業を致します。



お問い合わせ  
NPO 法人若者と家族のライフプランを考える会  
Tel&Fax : 075-201-8073  
携帯 : 080-2538-3036  
E-mail : mypath@lpw-kyoto.org